

社援発0319第27号
令和8年3月19日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費
の取扱いについて」の一部改正について

標記については、平成17年10月5日社援発第1005013号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱いについて」により行うこととされているが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和8年4月1日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

- ・ 社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費および仮設施設整備工事費の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005013号)

新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>社援発第1005013号 平成17年10月5日</p> <p>第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正 第十五次改正、第十六次改正 第十七次改正</p> <p>省 略</p> <p>第十八次改正 社援発※※※※第※号 令和8年※月※日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p>	<p>社援発第1005013号 平成17年10月5日</p> <p>第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正 第十五次改正、第十六次改正</p> <p>省 略</p> <p>第十七次改正 社援発0328第21号 令和7年3月28日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p>

改 正 後	現 行
<p data-bbox="315 252 927 320">社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費 及び仮施設整備工事費の取扱いについて</p> <p data-bbox="103 403 1117 619">社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）補助金実施要綱」を定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p>	<p data-bbox="1357 252 1968 320">社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費 及び仮施設整備工事費の取扱いについて</p> <p data-bbox="1144 403 2159 619">社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）補助金実施要綱」を定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p>

改 正 後	現 行
別紙 (略)	別紙 (略)

改 正 後			現 行				
別表1-1			別表1-1				
定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価 (単位:円)			定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価 (単位:円)				
施設の種類	標準	都市部	施設の種類	標準	都市部		
救護施設	375,000	393,000	救護施設	348,000	366,000		
更生施設	375,000	393,000	更生施設	348,000	366,000		
授産施設	171,000	179,000	授産施設	159,000	166,000		
宿所提供施設	132,000	138,000	宿所提供施設	123,000	129,000		
社会事業授産施設	171,000	179,000	社会事業授産施設	159,000	166,000		
日常生活支援住居施設	132,000	138,000	日常生活支援住居施設	123,000	129,000		
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	15,800,000	16,500,000	障害福祉関係施設	入所系 (注1)	14,700,000	15,300,000
	通所系 (注1)	7,920,000	8,250,000		通所系 (注1)	7,400,000	7,720,000
女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	137,000	—	女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	128,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	206,000	—		社会福祉法人設置(注2)	192,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	290,000	—	女性自立支援施設	自治体設置(注2)	269,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	435,000	—		社会福祉法人設置(注2)	404,000	—
(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。				
別表1-2			別表1-2				
(耐震化等整備を行う場合) 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価 (単位:円)			(耐震化等整備を行う場合) 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価 (単位:円)				
施設の種類	標準	都市部	施設の種類	標準	都市部		
救護施設	499,000	524,000	救護施設	464,000	486,000		
更生施設	499,000	524,000	更生施設	464,000	486,000		
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	21,000,000	22,100,000	障害福祉関係施設	入所系 (注1)	19,500,000	20,500,000
女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	183,000	—	女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	170,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	275,000	—		社会福祉法人設置(注2)	255,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	384,000	—	女性自立支援施設	自治体設置(注2)	357,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	576,000	—		社会福祉法人設置(注2)	536,000	—
(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。				

改正後

別表1-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価

(単位:円)

施設の種別	標準	都市部
救護施設	499,000	524,000
更生施設	499,000	524,000
授産施設	226,000	237,000
宿所提供施設	175,000	183,000
社会事業授産施設	226,000	237,000
日常生活支援住居施設	175,000	183,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	21,000,000
	通所系(注1)	10,100,000
女性相談支援センター一時保護所	自治体設置(注2)	182,000
	社会福祉法人設置(注2)	273,000
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	382,000
	社会福祉法人設置(注2)	573,000

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
 2 1世帯当たりの単価であること。
 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種別	標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	17,500,000
	通所系	8,800,000

- (注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

現行

別表1-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価

(単位:円)

施設の種別	標準	都市部
救護施設	464,000	486,000
更生施設	464,000	486,000
授産施設	210,000	221,000
宿所提供施設	163,000	171,000
社会事業授産施設	210,000	221,000
日常生活支援住居施設	163,000	171,000
障害福祉関係施設	入所系(注1)	19,500,000
	通所系(注1)	9,450,000
女性相談支援センター一時保護所	自治体設置(注2)	168,000
	社会福祉法人設置(注2)	252,000
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	355,000
	社会福祉法人設置(注2)	533,000

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
 2 1世帯当たりの単価であること。
 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種別	標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	16,300,000
	通所系	8,220,000

- (注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改 正 後

別表1-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標 準 都 市 部
障害福祉関係施設	入所系	23,400,000 24,500,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標 準 都 市 部
救護施設		416,000 437,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	17,500,000 18,400,000
	通所系 (注1)	8,800,000 9,160,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

現 行

別表1-5

(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)
1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標 準 都 市 部
障害福祉関係施設	入所系	21,700,000 22,800,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-6

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標 準 都 市 部
救護施設		387,000 406,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	16,300,000 17,000,000
	通所系 (注1)	8,220,000 8,580,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改 正 後

別表1-7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(不造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準都市部	
救護施設		555,000	582,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	23,400,000	24,500,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

現 行

別表1-7

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(不造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標準都市部	
救護施設		515,000	540,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	21,700,000	22,800,000

(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。

2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改 正 後

別表2-1

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標	準	都	市	部
救護施設			684.000		718.000	
更生施設			684.000		718.000	
授産施設			321.000		336.000	
宿所提供施設			257.000		270.000	
社会事業授産施設			321.000		336.000	
日常生活支援住居施設			257.000		270.000	
障害福祉関係施設	入所系 (注1)		28.900.000		30.300.000	
	通所系 (注1)		13.800.000		14.400.000	
女性相談支援センター一時保護所	自治体設置(注2)		261.000		—	
	社会福祉法人設置(注2)		392.000		—	
女性自立支援施設	自治体設置(注2)		528.000		—	
	社会福祉法人設置(注2)		792.000		—	

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 1世帯当たりの単価であること。
 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標	準	都	市	部
救護施設			909.000		954.000	
更生施設			909.000		954.000	
障害福祉関係施設	入所系 (注1)		38.600.000		40.500.000	
	自治体設置(注2)		336.000		—	
女性相談支援センター一時保護所	社会福祉法人設置(注2)		504.000		—	
	自治体設置(注2)		692.000		—	
女性自立支援施設	社会福祉法人設置(注2)		1.038.000		—	

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 1世帯当たりの単価であること。
 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

現 行

別表2-1

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標	準	都	市	部
救護施設			636.000		667.000	
更生施設			636.000		667.000	
授産施設			298.000		312.000	
宿所提供施設			239.000		250.000	
社会事業授産施設			298.000		312.000	
日常生活支援住居施設			239.000		250.000	
障害福祉関係施設	入所系 (注1)		26.900.000		28.200.000	
	通所系 (注1)		12.800.000		13.400.000	
女性相談支援センター一時保護所	自治体設置(注2)		242.000		—	
	社会福祉法人設置(注2)		363.000		—	
女性自立支援施設	自治体設置(注2)		490.000		—	
	社会福祉法人設置(注2)		735.000		—	

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 1世帯当たりの単価であること。
 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価

(単位:円)

施設の種類		標	準	都	市	部
救護施設			844.000		886.000	
更生施設			844.000		886.000	
障害福祉関係施設	入所系 (注1)		35.900.000		37.600.000	
	自治体設置(注2)		312.000		—	
女性相談支援センター一時保護所	社会福祉法人設置(注2)		468.000		—	
	自治体設置(注2)		642.000		—	
女性自立支援施設	社会福祉法人設置(注2)		963.000		—	

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 1世帯当たりの単価であること。
 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

改 正 後

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮施設整備工事費補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	標準	都	市	部
救護施設	909,000	954,000		
更生施設	909,000	954,000		
授産施設	426,000	447,000		
宿所提供施設	342,000	358,000		
社会事業授産施設	426,000	447,000		
日常生活支援住居施設	342,000	358,000		
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	38,500,000	40,400,000	
	通所系 (注1)	18,300,000	19,200,000	
女性相談支援センター一時保護所	自治体設置(注2)	345,000	—	
	社会福祉法人設置(注2)	518,000	—	
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	697,000	—	
	社会福祉法人設置(注2)	1,046,000	—	

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 1世帯当たりの単価であること。
 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

別表2-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	標準	都	市	部
障害福祉関係施設	入所系	32,100,000	33,700,000	
	通所系	15,300,000	16,000,000	

- (注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

現 行

別表2-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮施設整備工事費補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	標準	都	市	部
救護施設	844,000	886,000		
更生施設	844,000	886,000		
授産施設	396,000	416,000		
宿所提供施設	318,000	333,000		
社会事業授産施設	396,000	416,000		
日常生活支援住居施設	318,000	333,000		
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	35,800,000	37,500,000	
	通所系 (注1)	17,000,000	17,800,000	
女性相談支援センター一時保護所	自治体設置(注2)	320,000	—	
	社会福祉法人設置(注2)	480,000	—	
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	647,000	—	
	社会福祉法人設置(注2)	971,000	—	

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 1世帯当たりの単価であること。
 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。

別表2-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種類	標準	都	市	部
障害福祉関係施設	入所系	29,900,000	31,300,000	
	通所系	14,200,000	14,900,000	

- (注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改 正 後			
別表2-5			
(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)			
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価			
(単位:円)			
施設の種類	標準	都	市部
障害福祉関係施設	入所系	42,900,000	45,000,000
(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			
別紙2-6			
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)			
定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価			
(単位:円)			
施設の種類	標準	都	市部
救護施設		760,000	798,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	32,100,000	33,700,000
	通所系 (注1)	15,300,000	16,000,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。			
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			
別紙2-7			
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)			
定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価			
(単位:円)			
施設の種類	標準	都	市部
救護施設		1,010,000	1,060,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	42,900,000	45,000,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。			
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			

現 行			
別表2-5			
(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)			
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価			
(単位:円)			
施設の種類	標準	都	市部
障害福祉関係施設	入所系	39,900,000	41,800,000
(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			
別紙2-6			
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)			
定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価			
(単位:円)			
施設の種類	標準	都	市部
救護施設		706,000	741,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	29,900,000	31,300,000
	通所系 (注1)	14,200,000	14,900,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。			
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			
別紙2-7			
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)			
定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価			
(単位:円)			
施設の種類	標準	都	市部
救護施設		938,000	985,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	39,900,000	41,800,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。			
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			